

都道府県国保ヘルスアップ支援事業について

国の特別調整交付金のメニューとして、「都道府県国保保健事業（都道府県国保ヘルスアップ支援事業）」が平成30年度に新設されている。

交付対象事業としては、以下の3事業である。（詳細は参考2を参照）

- (A) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備
- (B) 市町村の現状把握・分析
- (C) 都道府県が実施する保健事業

また、県の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」において、県の役割として、「糖尿病の発症と重症化を予防する生活習慣の改善に向けて、関係機関と連携し、保険者における事業取組が円滑に実施できるよう支援する。また、県保健所は、管内の地区医師会、薬剤師会等と、必要に応じて連絡調整を図る。」としているところである。

これらのことから、今年度の千葉県ヘルスアップ支援事業として、以下の事業を実施する予定である。

(1) 県内市町村の特定健診・レセプトデータ等の分析

(都道府県ヘルスアップ支援事業 (B) 該当)

最新のデータとなる昨年度のデータを用い、県内共通の指標により県内市町村間の比較（見える化）を行う。

また、対象者に則した市町村保健事業の実施に資するため、健康課題ごとの対象者の抽出及び現状把握の手法について検討し、それぞれ市町村へ情報を提供する。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防体制構築支援事業

(都道府県ヘルスアップ支援事業 (A) 該当)

昨年度に引き続き、県の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」中の「2 対象者の抽出基準」に関する以下の事業（モデル地域を設定）を実施する。

- 図2「2型糖尿病の治療歴があるが治療を中断している者、又は治療中でない健診未受診者の場合の対象者抽出フロー図」において、対象者を「糖尿病以外の診療で把握」「相談やイベントで把握」するための連携体制の構築支援
- 図3「2型糖尿病で治療中の者の場合の対象者抽出フロー図」における、かかりつけ医と糖尿病・腎臓専門医との市町村域を超えた連携体制の構築支援
- 県下全域を対象とした、プログラム定着に向けたツールの作成、配布